

議案第15号

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する
条例の一部改正について

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、令和9年4月1日付で京田辺市立松井ヶ丘幼稚園を京田辺市立大
住こども園に統合するため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の
一部を改正する条例（案）

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表3の項を次のように改める。

3 幼稚 園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園 (2) 京田辺市立草内幼稚園 (3) 京田辺市立三山木幼稚園 (4) 京田辺市立薪幼稚園 (5) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市田辺鳥本73番地 京田辺市草内南垣内57番地1 京田辺市三山木南垣内4番地1 京田辺市薪大欠51番地 京田辺市水取門田6番地3
--------------	---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 幼稚園の廃止の届出その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
(在園児に関する経過措置)
- 3 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる幼稚園に在籍している者（施行日に小学校就学の始期に達する者を除く。）は、施行日の前日までに当該者の保護者から別段の申出がない限り、同表の右欄に掲げるこども園に入園したものとみなす。

京田辺市立松井ヶ丘幼稚園	京田辺市立大住こども園
--------------	-------------

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）			
区分	名称	設置場所	区分	名称	設置場所	
1 小学校	(1) ~ (9) (略)	(略)	1 小学校	(1) ~ (9) (略)	(略)	
2 中学校	(1) ~ (3) (略)	(略)	2 中学校	(1) ~ (3) (略)	(略)	
3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園 (2) 京田辺市立草内幼稚園 (3) 京田辺市立三山木幼稚園 (4) 京田辺市立薪幼稚園 (5) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市田辺鳥本73番地 京田辺市草内南垣内57番地1 京田辺市三山木南垣内4番地1 京田辺市薪大欠51番地 京田辺市水取門田6番地3	3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園 (2) 京田辺市立草内幼稚園 (3) 京田辺市立三山木幼稚園 (4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園 (5) 京田辺市立薪幼稚園 (6) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市田辺鳥本73番地 京田辺市草内南垣内57番地1 京田辺市三山木南垣内4番地1 京田辺市大住上西野20番地5 京田辺市薪大欠51番地 京田辺市水取門田6番地3	松井ヶ丘幼稚園の統合